

65歳超雇用推進助成金

65歳超雇用推進助成金に係る説明動画はこちら



65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①労働協約または就業規則で定めている定年年齢を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- ②定年の引上げ等の制度を規定した際に、専門家等に就業規則の作成等を委託し、経費の支出があること。また、改正前後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ③1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ④高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※)の実施

支給額

定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応じて160万円まで支給

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置(賃金制度、健康管理制度等)を実施した事業主の皆様を助成します。

支給対象となる主な措置の内容(注1)

- ①高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
 - ②法定の健康診断以外の健康管理(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入
- (注1) 措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費(注2)の60%(中小企業事業主以外は45%)

(注2) 措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(経費の額に問わず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。)

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に転換していること
- ②無期雇用転換した労働者に転換後6カ月分(勤務した日数が11日未満の月は除く)の賃金を支給していること
- ③高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※)を1つ以上実施し、無期雇用転換制度を就業規則等に規定していること
- ④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと

支給額

対象労働者1人につき30万円
(中小企業事業主以外は23万円)

高齢者雇用管理に関する措置(※)とは

55歳以上の高齢者を対象とした、次のいずれかに該当するもの (a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作業施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の拡大、(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進、(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

障害者雇用納付金関係助成金

障害者雇用納付金関係助成金に係る説明動画はこちら



障害者作業施設設置等助成金

雇入れ、雇用の継続に必要な障害特性による就労上の課題(加齢に伴う課題を含む)を克服し、作業を容易にするために配慮された施設等の設置・整備を行う場合に支給します。

助成対象となる措置

- ①障害者用トイレを設置または整備
- ②拡大読書器を購入
- ③就業場所に手すりを設置または整備 等

助成額

支給対象費用の3分の2

障害者福祉施設設置等助成金

障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

助成対象となる措置

- ①休憩室・食堂等の施設を設置または整備
- ②①の施設に附帯するトイレ・玄関等を設置または整備
- ③①、②の附属設備を設置または整備 等

助成額

支給対象費用の3分の1

障害者雇用相談援助助成金

対象障害者の雇入れ及び雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する援助の事業(障害者雇用相談援助事業)を実施する事業者(※)に支給します。
※事前に労働局の認定が必要です。

助成対象となる措置

- ①利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合
- ②①を行った後に利用事業主が対象障害者を雇入れ、かつ6か月以上の雇用継続をした場合

助成額

①60万円 ほか ②1人7万5千円 ほか

障害者介助等助成金

適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

助成対象となる措置

- ①職場復帰支援
- ②中途障害者等の技能習得支援
- ③中高年齢等障害者の技能習得支援
- ④職場介助者の配置または委嘱
- ⑤職場介助者の配置または委嘱の継続
- ⑥職場介助者の配置または委嘱の中高年齢等措置
- ⑦手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱
- ⑧手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱の継続
- ⑨手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱の中高年齢等措置
- ⑩職場支援員の配置または委嘱
- ⑪職場支援員の配置または委嘱の中高年齢等措置
- ⑫健康相談医の委嘱
- ⑬職業生活相談支援専門員の配置または委嘱
- ⑭職業能力開発向上支援専門員の配置または委嘱
- ⑮介助者等の資質向上措置
- ⑯重度障害者の業務遂行のために必要な支援を重度訪問介護等サービス事業者へ委託

助成額

- ①月4万5千円 ほか
- ②③④⑦⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯支給対象費用の4分の3
- ⑤⑥⑧⑩⑫⑬⑭⑮⑯支給対象費用の3分の2
- ⑥⑩月3万円 ほか
- ⑯支給対象費用の5分の4 ほか

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

対象障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置・整備を行うことと併せてモデル性が認められる場合に支給します。

助成対象となる措置 ※事前相談が必要です。

作業・管理施設や福祉施設設備等の設置・整備

助成額

支給対象費用の3分の2

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。

助成対象となる措置

- ①住宅の賃借
- ②指導員の配置
- ③住宅手当の支払い
- ④通勤用バスの購入
- ⑤通勤用バス運転従事者の委嘱
- ⑥通勤援助者の委嘱
- ⑦駐車場の賃借
- ⑧通勤用自動車の購入
- ⑨重度障害者の通勤援助のために必要な支援を重度訪問介護等サービス事業者へ委託

助成額

- ①～⑧支給対象費用の4分の3
- ⑨支給対象費用の5分の4 ほか

職場適応援助者助成金

職場への適応を容易にするために職場適応援助者による支援を行う場合に支給します。

助成対象となる措置

- ①訪問型職場適応援助者による支援
- ②企業内型職場適応援助者による支援
- ③訪問型職場適応援助者による中高年齢等措置
- ④企業内型職場適応援助者による中高年齢等措置

助成額

- ①③合わせて1日3万6千円まで ほか
- ②④月9万円 ほか

障害者能力開発助成金

能力開発訓練の事業を行うための施設・設備の設置やその事業を運営する場合に支給します。

助成対象となる措置及び助成額

- ①施設設置 支給対象費用の4分の3
- ②運営 支給対象費用の4分の3

お問合せ先



独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構

佐賀支部高齢・障害者業務課
TEL 0952-37-9117

〒849-0911

佐賀市兵庫町若宮1042-2
佐賀職業能力開発促進センター内